

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場422-1 〒416-0906 : 清水支店
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail rikka@info.co.jp

ホルムアルデヒドの作業環境測定の実施 が平成21年3月1日より適用されます。

平成20年3月1日からホルムアルデヒドが特定化学物質第3類物質から第2類物質に改正になりました。

それに伴い、平成20年3月1日から健康診断、作業の記録の保存や休憩室、洗浄設備の設置、取り扱い上の注意事項等の掲示等が義務づけられています。

平成20年6月1日からは製造設備、発散抑制設備の設置・移転・変更を行う場合は計画届が義務づけられています。

そして平成21年3月1日からは作業環境測定、設備の定期自主検査、点検の実施が義務づけられます。

富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

◇作業環境測定、抑制濃度測定

富士本社 環境分析部 分析1課 望月裕・中西・青柳

◇プッシュプル型換気装置、局所排気装置の
設計、施工、設置届作成及び定期自主検査の実施

富士本社 労働安全・衛生コンサルタント 目黒輝久
労働衛生コンサルタント 尾崎克年
環境技術部 後藤明雄

I ホルムアルデヒドの規制

1. ホルムアルデヒドの特定化学物質障害予防規則などの 規定の適用

主な規定の適用 (一覽)

法令	条文	派遣	規制内容	物質名		ホルムアルデヒド	法令	条文	派遣	規制内容	物質名		ホルムアルデヒド
特定化学物質障害予防規則(特化則)	4	先	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○	測定結果の評価 管理濃度(ppm)	36の2	先			○	0.1	
				局排	○								
				ブツェブル	○								
	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る設備	密閉式	○	評価の結果に基づく措置	36の3	先			○		
				局排	○								
				ブツェブル	○								
	7	先		局排の性能	0.1ppm	休憩室	○						
	8	先		局排等の稼働時の要件	○	洗浄設備	○						
	12の2	先		ぼろ等の処理	○	飲食等の禁止	○						
	第4章	先		漏えいの防止	○	掲示	○						
	27	先		作業主任者の選任	○	作業記録	○						
	36	先	作業環境の測定	実施	○	特別規定	38の17	先			○		
				記録の保存	30年								
安衛則	45	元	特定業務従事者の健康診断		○	特殊健康診断	38の18	先		○			
安衛法	57	-				緊急診断	39, 40	先		○			
安衛法	57の2	-				記録の報告	42	先		○			
安衛法	57の2	-				表示	53	先		○			
安衛法	57の2	-				文書の交付				○			

※「安衛則」は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) ※「安衛法」は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

※「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」が派遣先事業者、「元」が派遣元事業者を表す。

※ 安衛法第57条(表示)及び第57条の2(文書の交付)の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

2. 対象となる作業と含有率

- ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般
- 重量の1%を越えて含有する製剤その他の物

3. 作業環境測定

ホルムアルデヒドの作業環境測定を平成21年3月1日より8月31日まで第1回目を実施します。その後は、6ヶ月以内ごとに測定します。

作業環境測定

新規

平成21年3月1日
より適用

(特化則第36条～第36条の4)

- ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う屋内作業場については、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を行わなければなりません。
- その結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う必要があります。
- 測定記録及び評価記録は30年間保存する必要があります。
- 管理濃度は、0.1ppmです。



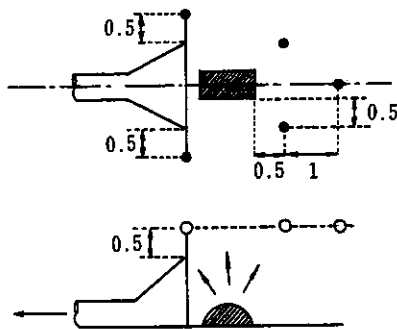
4. 発散抑制措置

- ①ホルムアルデヒドの製造設備、発散抑制設備の設置・移転・変更を行う場合は平成20年6月1日より計画届出が必要となっています。
- ②改正前より設置されている局所排気装置、プッシュプル型換気装置は定期自主検査を平成21年3月1日より平成22年2月28日までに実施します。その後は、1年以内ごとに行います。
- ③定期自主検査において、局所排気装置の性能の確認は抑制濃度の測定が必要です。

抑制濃度とは、「発散源付近における有害物質の濃度をその値以下に抑えることによって、作業者のばく露濃度を安全水準に保つよう意図した濃度」です。

抑制濃度測定の測定点の例

外付式フード 側方吸引型



ホルムアルデヒドの抑制濃度

$0.1\text{cm}^3/\text{m}^3$

発散抑制措置

新規

3③以外は、平成21年3月1日より措置が必要です。ただし、平成20年3月1日～平成21年2月28日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から措置が必要です。

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般について、ホルムアルデヒドのガスの発散による労働者のばく露を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

1. ホルムアルデヒドの製造工程(特化則第4条)

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 労働者に製造するホルムアルデヒドを取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、ホルムアルデヒドが作業中の労働者の身体に直接触れない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること

2. 製造工程以外のホルムアルデヒドのガスが発散する屋内作業場(特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

3. 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること(特化則第7条及び第8条)
(局所排気装置に係る抑制濃度は 0.1ppm です。)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと(特化則第30、32、33、34の2、35条)
- ③ 設置計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)

(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要です。)

3③の計画届は、製造設備・発散抑制設備を平成20年5月31日までに設置・移転・変更しようとするときは必要ありません。

5. 健康診断

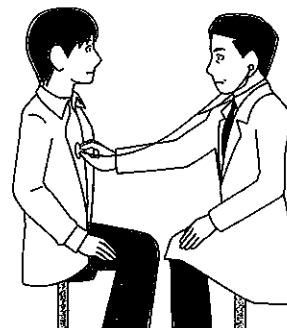
健康診断は平成20年3月1日より義務づけられています。

健康診断

(安衛則第45、51、51の4、52条)

ホルムアルデヒドのガスが発散する場所における業務に常時従事する労働者を対象として、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を行わなければなりません。

※ この健康診断の項目、結果の記録、事後措置等については、常時使用する労働者に義務付けられている1年以内ごとに1回行う一般健康診断の場合と同様です。



6. 作業主任者

改正前の第3類物質のときから義務づけられています。

「特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習」を修了した者から特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。

7. 特定化学設備

改正前の第3類物質のときから漏えいの防止、異常時の措置、労働基準監督署への設置届出、定期自主検査が義務づけられています。

《 速 報 》

特定化学物質障害予防規則の一部改正

平成20年11月12日労働安全衛生法施行令等の一部を改正する制令の施行に伴い、特定化学物質障害予防規則の一部が改正されました。

今回の改正では規制される物質として、以下の2物質が追加されました。

- ①ニッケル化合物
- ②砒素又はその化合物

経過措置によりすぐに全ての規制が適用されるわけではありませんが、平成21年7月1日以降、計画の届出、局所排気装置の設置や作業環境測定の実施が義務づけられていきます。